

山梨県公報

第千九百二十九号

平成二十一年

三月九日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定……………	一三七
○保安林の指定の解除の予定……………	一三七
○道路の区域変更……………	一三七
○道路の供用開始(七件)……………	一三八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………	一三九
○都市公園の区域変更……………	一四六
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………	一四七
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	一四七
○争議行為予告通知の受理……………	一四七

告 示

山梨県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南アルプス市下市之瀬字大日向一六九九、一七〇〇、上市之瀬字大日向一七三四、一七三四内一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下市之瀬字大日向一七〇〇、上市之瀬字大日向一七三四(次の図に示す部分に限る。)、一七三四内一

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二四七六の一・二四七六の二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 折門古関線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇番の一地先から 南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇番の一地先まで	一〇・〇 二五・六	九・〇 一四・四	七六・〇

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三〇〇号	南巨摩郡身延町大字波高島字若宮一三番の三地先から 南巨摩郡身延町大字波高島字宮沢九〇一番地先まで	一一八・〇	平成二十一年三月十日

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右左口線	甲府市大津町字入田二二三四番地先から 甲府市大津町字入田二二三〇番の二地先まで	一一〇・八	平成二十一年三月十四日

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右左口線	中央市極楽寺字神明二二三番の二地先から 中央市成島字中田二二七三番の二地先まで	八八一・七	平成二十一年三月十四日

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎南アル プス中央線	中央市白井阿原字葦原二四七三 番の二七地先から 中央市成島字中田一二七三番の 二地先まで	三三二四六・五	平成二十一年 三月十四 日

山梨県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐芦安線	南アルプス市大字芦安芦倉字下 新倉五四番地先から 南アルプス市大字芦安神通字石 等五二番の三地先まで	二五五・〇	平成二十一年 三月九日

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	一宮山梨線	笛吹市石和町川中島字西堤外町 一六〇七番の一五地先から 笛吹市石和町川中島字西堤外町 一六〇七番の一四地先まで	二九・六	平成二十一年 三月九日
----	-------	--	------	----------------

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	折門古関線	南巨摩郡身延町根子字赤沢四五 六〇番の一地从りから 南巨摩郡身延町根子字赤沢四五 六〇番の一地从りまで	七六・〇	平成二十一年 三月九日

山梨県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横内 正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示

														忍野村				
湯之平沢	アミダ沢	峰山沢	峰山沢の1	峰山沢の2	下瀬戸山沢	瀬戸山沢	金山沢	峯山沢	平山沢の2	忍草Ⅲの2	忍草Ⅲ	内野Ⅱ―3	内野Ⅱ―2	内野Ⅱ―1	忍野温泉	小白	宿屋敷―2	宿屋敷―1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり (図面省略)																		

														忍野村		市町村名																			
														宿屋敷―1		宿屋敷―2		小白		忍野温泉															
														急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊															
														土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域となる自然現象の種類		土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項		次の図のとおり (図面省略)															
														新名庄川		新名庄川の2―2		新名庄川の2―1		賀背川		賀背川の2		賀背川の3―2		賀背川の3―1		子の神石久保川		仙土久保川		小石久保川		内野沢	
														土石流		土石流		土石流		土石流		土石流		土石流		土石流		土石流		土石流		土石流			
														土砂災害特別警戒区域																					

内野Ⅱ―1	急傾斜地の崩壊
内野Ⅱ―2	急傾斜地の崩壊
内野Ⅱ―3	急傾斜地の崩壊
忍草Ⅲ	急傾斜地の崩壊
忍草Ⅲの2	急傾斜地の崩壊
峯山沢	土石流
金山沢	土石流
瀬戸山沢	土石流
峰山沢	土石流
小石久保川	土石流
仙土久保川	土石流
子の神石久保川	土石流
賀背川	土石流
新名庄川の2―1	土石流
新名庄川の2―2	土石流

山梨県告示第七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

上野原市		市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
蟹窪	急傾斜地の崩壊				次の図のとおり (図面省略)
丹保向	急傾斜地の崩壊				
浜沢―1	急傾斜地の崩壊				
浜沢―2	急傾斜地の崩壊				
浜沢小	急傾斜地の崩壊				
浜沢	急傾斜地の崩壊				
上尾崎	急傾斜地の崩壊				
板崎	急傾斜地の崩壊				
遠所	急傾斜地の崩壊				
片畑Ⅱ	急傾斜地の崩壊				
片畑Ⅱの2	急傾斜地の崩壊				
藤の田Ⅱ	急傾斜地の崩壊				
中島Ⅱ	急傾斜地の崩壊				
浜沢Ⅱの2	急傾斜地の崩壊				
浜沢Ⅱの4	急傾斜地の崩壊				

奈良山川―2	奈良山川―1	棚の入沢―2	棚の入沢―1	浜沢	高金沢	尾崎入沢	曾根沢	金久保沢	戸津沢	川合Ⅲ	奥平Ⅲ	目Ⅲ―2 コモア四方津二丁	目Ⅲ―1 コモア四方津二丁	千足Ⅱ	仲山Ⅱ	川合	奥平の4―3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

呼戸沢―2	呼戸沢―1	川合沢	大川合沢	大沢川	寺下下沢	サルイ沢	下尾	十王堂入沢―2	十王堂入沢―1	寺下沢	高根沢	滝の入沢	薬師堂沢	鷲尾沢	滝沢	藤の田沢	奈良山川―4	奈良山川―3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

上野原市				市町村名															
浜沢―2	浜沢―1	丹保向	蟹窪	土砂災害特別警戒区域の名称	千足川―3	千足川―2	千足川―1	トツラ沢	寺山沢	中丸沢	今井沢―2	今井沢―1	仲居沢	上奥平沢	下奥平沢				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				
次の図のとおり (図面省略)				土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項															
尾崎Ⅲ	原	片畑	遠所Ⅱ	寺下Ⅱの4	寺下Ⅱの3	寺下Ⅱの2	寺下Ⅱ	浜沢Ⅱの4	浜沢Ⅱの2	中島Ⅱ	藤の田Ⅱ	片畑Ⅱの2	片畑Ⅱ	遠所	板崎	上尾崎	浜沢	浜沢小	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

当月	千足の2-2	千足の2-1	千足の2	千足の1	久保	牧野道下	牧野	松留4	松留3	松留2-3	松留2-2	松留2-1	松留	寺下Ⅲの2	寺下Ⅲ	尾崎Ⅲの2	原Ⅲの2	原Ⅲ
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

奥平Ⅲ	目Ⅲ-2 コモア四方津二丁	目Ⅲ-1 コモア四方津二丁	千足Ⅱ	仲山Ⅱ	川合	奥平の4-3	奥平の4-2	奥平の4-1	奥平	奥平の3	奥平の2	目の4 コモア四方津二丁	目の2 コモア四方津二丁	目 コモア四方津二丁	仲居下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

川合皿	急傾斜地の崩壊
戸津沢	土石流
金久保沢	土石流
曾根沢	土石流
尾崎入沢	土石流
棚の入沢―2	土石流
奈良山川―1	土石流
奈良山川―2	土石流
奈良山川―3	土石流
奈良山川―4	土石流
滝沢	土石流
鷺尾沢	土石流
薬師堂沢	土石流
滝の入沢	土石流
高根沢	土石流
寺下沢	土石流
十王堂入沢―1	土石流
十王堂入沢―2	土石流
下尾	土石流

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日	山梨県告示第七十九号													
				<p>次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十六条の規定に基づき、告示する。</p> <p>平成二十一年三月九日</p> <p>山梨県知事 横内正明</p>													
				千足川―3	千足川―2	寺山沢	中丸沢	今井沢―1	仲居沢	下奥平沢	呼戸沢―2	呼戸沢―1	川合沢	大川合沢	大沢川	寺下沢	サルイ沢
				土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

曾根丘陵公園 甲府市下曾根町字石 次の図面のとおり 平成二十一年三月九日
清水

(「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人慢性疾患診療支援システム研究会

2 代表者の氏名 塚原重雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市下河東千百十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く慢性疾患を有する患者もしくはその危険性のある者に対して有効かつ効率的な診療をはかるための支援システムの開発と運営に関する事業を行い、医療・福祉の増進を図るとともに、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年三月三日から平成二十一年五月二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨タルク

2 代表者の氏名 内田幸雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市伊勢四丁目二十一番一号清水ビル

4 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症や他の依存症で苦しんでいる人たちに対して、回復したいという意志を基に、回復のためのプログラムを提供し、回復の手助けをする。そして、依存症者が、自分の望む場所で自立的に生活し、自分の望む社会的役割を担うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年二月二十六日から同年四月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 たんぽぽ

2 代表者の氏名 板山洋子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市湯田二丁目二番七号

4 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、社会的自立の促進と地域住民との交流、情報技術の修得等に関する事業を通じて、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅障害者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に関する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山

梨民主医療機関労働組合執行委員長長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十一年二月二十六日付けで通知があった。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。
- 3 下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 4 長時間・交代制勤務反対。准看護師から看護師への二年課程通信制の支援措置の改善。

二 日時

平成二十一年三月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
- 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
- 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
- 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 まずは共立診療所
- 甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府
- 南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 共立在宅ケアセンター石和
- 甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂
- 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川
- 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 共立在宅ケアセンター増穂

四 概要

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ
甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センターきょうりつ
以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、または一部職場。

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。